

令和 8 年度第 1 回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 2 時から

会場：文京シビックセンター16階 庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 市村泰敏 並木栄一 藤懸慎一

佐々木早苗 堀正孝 並木重伸

（事務局）総務部長 竹田弘一

総務部総務課長 畑中貴史

総務部総務課情報公開・法務担当主査 宇田川健太

総務部総務課情報公開・法務担当主査 臼井彦喜

総務部総務課情報公開・法務担当 大滝朋子

総務部総務課情報公開・法務担当 阿達慶子

欠席者：（委員）なし

1 開会

○総務課長 審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

2 定足数の確認、事務局紹介

○総務課長 まず定足数の確認等でございますが、本日、ご欠席のご連絡をいただいている方はいらっしゃいませんが、まだお一人、並木委員がお見えになっておりませんという状況でございます。

審議会条例第7条第1項に規定する定足数を既に満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことをまずご報告させていただきます。

続きまして、事務局でございます。

4月1日付の人事異動により職員の異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず、情報公開・法務担当主査の宇田川でございます。

○事務局 宇田川と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長 同じく担当の阿達でございます。

○事務局 阿達と申します。よろしくお願い申し上げます。

○総務課長 引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、当審議会の会議の公開等につきまして、確認をさせていただきます。

まず、当審議会の会議でございますが、従来から公開をされておりました、傍聴を認めております。本日、傍聴者はいらっしゃらない状況でございます。

また、会議録につきましては、話し言葉等を若干整理した上で、発言内容をほぼそのままの形でホームページ上で公開しております。

手順といたしましては、審議会の終了後に会議録の案ができ次第、郵送で皆様に内容をご確認いただいたのち、最終的に公開をさせていただくという流れでございます。

本日の議事でございます。本日の議事は1件でございます。

諮問事項といたしまして、令和8年度諮問第1号「文京区情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの変更について」、ご審議をお願いするものでございます。

事前にお送りいたしました資料のご確認をお願いいたします。

諮問第1号の諮問書の写し及び資料第1－1号、それから第1－2号をお送りしておりますが、資料に過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、内山会長に進行をお願いいたします。

3 議事（諮問第1号）

○内山会長 それでは、早速本日の議案に入らせていただきます。

ご紹介がありましたように諮問が1件ということでございますので、早速でございますが諮問事項について、事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、諮問第1号について説明させていただきます。

まず、諮問書をご覧ください。文京区におきましては、情報公開条例に基づきまして情報公開制度を運用しているところですが、即日の公開決定等ができない場合の延長手続の見直しについて、諮問させていただくものでございます。

「2 諮問の趣旨」でございます。情報公開制度の運用に当たり、情報公開請求件数の増加や、請求内容の複雑多様化などにより、即日公開が困難な場合が増加しております。現行の条例によりますと、即日公開できない場合には、当日中に公開決定等の期限を延長する決定をし、通知することになっていますが、これらの手続の変更について審議会にご意見をお伺いするものでございます。

添付資料（1）、右上に資料1－1と記載がある資料をご覧ください。「文京区情報公開制度の運用に係る延長決定の取扱いの変更について」という資料でございます。

まず「1 見直しの背景」でございます。3点ご説明させていただきます。

(1) 請求件数の増加でございます。直近のデータといたしまして、令和7年度の情報公開請求の件数は、961件となっております。10年前の平成28年度は492件でございましたので、約2倍に増加をしております。そのことに伴いまして、事務量も増加しているという状況でございます。

(2) です。対象の文書「全て」の請求の増加でございます。請求の内容として、対象の文書「全て」、あるいは対象の文書「一式」といった内容の請求が増加しておりまして、大量の資料の中からこれらについて文書の検索や特定をしなければならないということで、公開・非公開の判断等に係る作業も増加をしている状況でございます。

(3) といたしまして、即日公開の割合の減少でございます。(1)(2)でご説明したような事情によりまして、文京区では原則として即日公開としているものの、実際に即日公開をしている割合は25.4%にとどまっております。また、即日公開できない場合は公開請求があった当日中に「延長決定」の手続が必要なため、職員の大きな負担となっております。

こうした状況を踏まえまして、「2 変更点」でございますが、公開決定等については引き続き「直ちに」行うものの、当日中に公開決定等ができない場合における延長決定については、これを要しないものとしたいと考えております。

最後に、「3 今後の予定」でございます。本日こちらの審議会に諮問をいたしましたところでございます。答申をいただければ、9月に根拠条例となります情報公開条例の改正案について区議会に上程をさせていただく予定でございます。議決をいただきましたら、その後、10月から12月にかけて区民、それから職員に対して周知をし、年明け来年の令和9年1月1日を改正条例の施行日として運用を開始したいというふうに考えてございます。

また、本変更については、請求者及び職員に影響があることから、混乱が生じないように丁寧に周知をさせていただきたいと考えております。

資料1-2号といたしまして、この条例の一部改正の新旧対照表、該当の部分だけの抜粋になりますけれども新旧対照表を参考資料としてご用意しておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

諮問第1号についてのご説明は以上でございます。

○内山会長 ただいま事務局から諮問についてのご説明をいただきました。

この後は、諮問についてのご審議をいただきます。

ご説明をいただいた事項等も含めて、ご質問等又はご意見があればご発言をいただきたいと思います。

存じます。どうぞ。

○二瓶委員 二瓶と申します。よろしくお願いします。

些末なことなのですが、資料第1－2の今回の改正で削除する部分が下線部を引いてあるところかと思うんですが、今まで従前では速やかにその期間と理由を書面で請求者に通知していたということなのですが、実際の運用としては、理由については、多分これに関連する文書みたいなことで間に合わないからとか、調査が必要ということなんだろうけども、期間っていうのはもう一律14日ということなんですかね。それとも簡単なものだったら3日とか、そういうふうに分けて通知していたんですかね。今までの運用がどうだったのかを知りたいなと思ったので、聞かせていただきたいなと思います。お願いします。

○総務課長 私どもも、所管のこの延長決定の通知書に全て目を通してはいるわけではないですけども、最大2週間の延長ができるということになりますので、その延長の決定通知書に書かれる日付については2週間後の日付を記入しているケースが多いであろうというふうに考えております。ただし、当然、その期限よりも前に請求の公開の状況が整えば、その時点でご連絡をして公開をしているというふうに考えております。

○二瓶委員 ありがとうございます。この下線部というのは、恐らく行政の側にプレッシャーといいますか、原則は即、すぐだよと。ただし、やむを得ないときは14日だよということでのプレッシャーを与えるためのただし書だと思っているんですが、これがなくなると恐らく即日というのは減ることになるのですかね。令和7年では25%、約4分の1が即日に公開されているようなんですけれども、通知しないとなると、何ていうのかな、まあいつかということで1回受けて慎重に審査して開示できるところを検討するのが、原則が逆転することになるのかなと思うんですが、運用してみないと分からないことだとは思いますが、その辺今後、何か原則例外が逆転してしまうことに対する歯止めはあるんですかって今聞いてもしょうがない気はするんですが、漠然としていてすみません。

○総務課長 おっしゃるとおり、あくまでも原則は即日公開ということになりますので、今まで同様即日公開するための最大限の努力をするということについては、何ら変わるものではないと思います。ただし、今の条例上、延長する場合には延長決定をしなければいけないという条文がございますので、今日中に出せるかどうかという判断のリミットって言うんですかね、というのがどうしても早い時間にならざるを得ないというところはあるかなと思うんですけれども、その延長する場合の手続が不要ということになりましたら、その延長決定の手続をしている時間を、公開を受けた情報の検索等の時間に充てられることになりますので、結果として、その

日中に公開はできるという事例も当然出てくるものというふうに考えております。ただ、ご指摘のとおり、職員が2週間で大丈夫だというふうにはなから構えてしまうというのは当然姿勢としてはあってはならないことですので、この条例を改正する運びになりましたら、実際の運用の始まる前までに、私どもから職員にはその辺りをしっかりと申し伝えておくというところでございます。

○二瓶委員 ありがとうございます。最後に一つだけ意見ですが、効果測定といえますか、改正された後に運用が実際4分の1即日公開だったものが減っていないかどうかをチェックするというのは、ここの審議会かどこか分かりませんが、必要なことなのではないかなというふうにはこれを見て思いました。以上です。

○総務課長 運用状況につきましては、毎年5月頃に、こちらの審議会で件数ですとかその内容についてはお示しをさせていただいているところですので、定例報告の際に状況も改めてご報告ができるかというふうに考えております。

○内山会長 関連の質問ですけれども、延長決定についての文書は、交付するのはどのような方法によって今までは交付していたんですか。

○総務課長 延長決定をするという段階で、請求者の方に所管の職員からご連絡をさせていただきまして、その際にですね、延長決定の書面については、例えば情報公開決定の際に決定の文書と合わせて受け取るですとか、事前に郵送してくださいですとか、それは請求者の方によって様々なんですけれども、請求者の方のご意向に沿った形で対応しているというのが現状でございます。

○内山会長 はい、分かりました。どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。委員の後藤と申します。よろしくお願いいたします。

諮問の内容、ご説明を伺いまして、私は基本的にこの諮問の内容のとおりで結構かというふうに考えました。同意といえますか、併せて若干の意見も申し上げたいと思います。

文京区さんの情報公開の手続、運用に関して言うと、非常に丁寧に対応をするという形で規定をつくっておられるというふうに見ております。特に今までも、なるべく即日交付ということを実行にしようとして2週間以内にとすることで、その先の規定も定められているところでございます。

今回の変更について言うと、その趣旨を変えることなく、事務的に約4分の1は即日交付ですけれども、言い換えますと、約1,000件の4分の3は翌日以降になるということで、それに関して規定上、文書での通知ということになりますから700件ぐらい起案をして、どな

たが決裁されるのか分かりませんが、その分だけ課長さんとか部長さんの判子を押す文書が増えていくという形になろうかなというふうに見ております。そういうところをですね、少し事務の簡便化をするということでしょうか。効率的に行うという観点からも、今回の手続の見直しをされているというふうに理解をしております。

一方で、先ほど二瓶委員からもご指摘があったように、このことで即日交付の件数が減ったり割合が減るということはないとは思いますが、もし可能であれば、運用開始後1年、あるいはこの年度が終わったところで、この改正条例施行後どういう状況に変わってきたか、即日交付は増えたのか減ったのか、あるいは即日以外の交付になったものについて、翌日以降ですね、これがどういう件数で分布をしているのかみたいなことを、そんなに手間をかけなくていいのでご報告をいただけると、状況が分かってありがたいかなと思っております。

それから、最後にこれは以前も申し上げたかと思うんですけども、私、実は自治体におりまして、こういう制度の担当をしたこともございますので、この文京区さんの件数を拝見しておりますと非常に情報公開の請求件数自体が多いなというふうに感じております。そういう意味で言うと、情報公開請求に頼らずに、原則的に公開ができるというような情報がないかどうか。例えば、何らかの形で自由に閲覧なり情報提供ができるような形に持っていけるようなものがないのかどうかについては、その折々にですね、確認検討していただいて、情報公開請求の件数が少なくなるということも場合によっては工夫をしていただけるとよろしいのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○内山会長 事務局からご説明ください。

○総務課長 ご意見ありがとうございます。

今お話しいただいたとおりですね、700件を超える請求については即日公開ができていないという状況がございまして、それについて一つ一つ起案、決裁を取ってという事務作業が発生しているというのはご指摘のとおりでございまして、私どももその部分をできるだけ効率的に行っていきたいという趣旨での今回の諮問というところでございます。

今後、即日公開の割合が減ってしまうかどうかというところについてですけども、今、即日公開の割合が25%にとどまっている大きな理由としては、請求件数の増加もありますけども、請求内容の複雑化というところも要因としてすごく多くございます。ですので、今回延長決定の手続を省略したことによって、即日公開の文書の割合が増えるか減るかというところに直接的に影響を及ぼすというふうには、あまり考えてはおりませんけれども、即日公開が延長になったことによって職員が緩んでしまっていることは決してないように努めてまいりたい

と考えております。また、これらの件数の推移につきましては、先ほども申し上げましたが、例年の年度の当初の、前年度の運用実績の報告のところで、ご報告ができればというふうに考えているところでございます。

それから、情報公開を待たずしての情報提供というところについても、今回この条例改正という運びになりましたら、この条例改正の内容を説明することと併せまして、今ご指摘がありましたような情報提供ですね、情報提供制度の活用ということについても改めて職員に対しては周知をしまいたいと考えております。

○内山会長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 佐々木といいます。初めて参加をします。

私は、特に区の職員だったので、情報公開を受けたこともあって、今回この数が増えていたりとか、いろいろ複雑多様化してきているという中で、本当に職員の人も大変な中で公開をしていただけているんだなというふうに思っています。

ただ、この条例を読ませていただいたら、やっぱりこの情報公開っていうのが、区民との信頼関係の中で、区政にとって重要なものだというふうにすごく思いました。だから即日公開ということも考えていらっしゃるんだと思います。

ただ、公開請求者の負担とか不安感の軽減ということからいっても、私はせめて延長決定をその日のうちにするっていうのは大事なことでないのかというふうに思っています。だから、数が多くなったり大変になっているっていうことで延長決定ができない阻害要因は一体何なのかっていうことで、職員に過大な負担がかかるのではなく、私は労働組合の代表なのでこう思うんですけども、そういうことについて区民との信頼関係を構築していく大事な制度という意味では、人員増をしても、区民の需要にに応じていくべきではないかというふうに思っています。そういう意味では、この延長決定の通知を削除するということについては、私は反対です。

○総務課長 今回、延長決定の手続を省略ということについては、あくまでも事務的な手続の負担を軽減するというところでございまして、請求をされる側の方々にとっては何ら影響を与えるものではないというふうに考えているところでございます。即日決定できる場合には、当然、直ちにご連絡を差し上げて、当日中に公開決定をするというところについては、今までもこれからも変わらないところでございます。ほかの自治体、特に23区の中で見ても、今即日決定になっているのは、私ども文京区とあと新宿区のみということで、それ以外の自治体については、概ね14日以内、あとは国などは30日以内というところでやっているところなんですけれども、文京区の場合は、あくまでも即日公開という原則は、今回の改正に当たっても崩さな

いというところで、住民の方との信頼と申しますか、私どもの情報公開に対する姿勢というものについては今の姿勢を引き続き維持していくという考えの下、このような形でのご提案をさせていただいているというところでございます。

○佐々木委員 ただ即日公開ができなかった場合に、ご本人たち、請求者に対し、きちんと通知を今までして、できない理由や、いつだったら公開できるのかということを今までは延長決定という形でしたわけですから、そのことについては、今、本人には何ら影響がないっておっしゃいましたけれども、私はやっぱりそれはそういう不安感みたいなのもあると思うので、決定について、いわゆる即日公開ができないという、そういう延長決定についてきちんと知らせるべきではないかというふうに思います。

○総務課長 現状、25%を除く7割強の延長決定をする際に、必ずしも何月何日に公開決定できますというふうに、明示できるケースというのは極めてまれなケースだというふうに考えております。今、延長決定した場合に2週間以内ということでの延長になりますけれども、2週間以内でできるだけ速やかなタイミングで公開を決定してご連絡をするというところでございますので、今の段階でもですね、なかなか請求者の方にいつ、例えば明日公開できますよですとか、3日後に公開できますよってなかなか期限を明示してというところまでは、現状でもやり切れていないところというふうに認識しておりますので、この1月施行に向けた3か月の周知の期間を使いまして、その辺り請求をしてから実際に決定をするまでの手続については、区民の利用者の方々には丁寧にご説明をさせていただきたいと考えております。

○内山会長 諮問の提案ですと、要するに延長決定がない場合でも、2週間以内には開示をするというのが原則になるわけですね。即日が原則なんでしょうけれども、原則でない例外の場合でも、基本的には2週間以内の開示されるというのが条例の見方ですから、条例の公開請求があった方は、少なくとも2週間以内には開示されるだろうということを期待できるということには変わりはないということですね。

○総務課長 そのとおりでございます。

○内山会長 それで2週間以上要する場合には、そのことについて期間と理由を書面で通知すると。そのこと自体に変わりはない。つまり、2週間以内の中で例えば10日以内とか何かという場合に、一々書面は要らないだろうという意味でもあるわけですね。

○総務課長 会長のおっしゃるとおりでございます。

○内山会長 そのほか、ご意見等がございましたらご発言をいただきます。

○藤懸委員 藤懸と申します。

拝見したところ、情報公開の件数が倍増していて、九百何件あるということは、土日祝日を除きますと240日余りですので、1日平均4件請求があるということで、それは必ずしも多いとは言えないように思います。しかし月曜日など集中して来てしまうときは、10件20件って来る日もあるかもしれないので、ご苦労は大変だなと思います。

ただ、情報公開の請求側からすると、この下線部を取るということは、請求側からすると改善なのかなと思わざるを得ないんですね。ただし、働いている区の皆さんの、総務課の皆さんの側からすると改善になるわけでございまして、一番気になったのは横並びで見たときに、23区の中でどうなのかなと考えたときに、先ほど事務局の方から、新宿区と文京区だけが即日公開を原則としてやって後は2週間ということでしたので、それをお聞きしますと、この諮問書の変更点についての意見としてはおおむね賛成かなと私は思います。ただ、皆さんが先ほどからおっしゃっているように、基本的には早く、2週間ぎりぎりになるのではなくて早く公開するということと、煩雑な手続がなくなったのでありますから、その分情報公開の、調べのほうに時間を回して、早くできるものを早くするということでよろしいんじゃないかなと私は考えます。以上です。

○総務課長 ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおりですね、延長決定の手続を省略することになったといたしましても、あくまでも即日公開を原則ということについては、我々職員としてはしっかり維持して、努めてまいりたいと考えております。それから新宿区が文京区と並んで即日決定ということで今やってるんですけれども、この新宿区さんにおきましても、延長決定という手続はもう既に取っておりませんで、即日決定という原則としておりますが2週間以内で公開をする場合には、特に延長決定手続がないということでございますので、文京区としても新宿区さんと同様の形に今回変更させていただきたいというところでございます。

○内山会長 どうぞ。

○二瓶委員 不勉強でよく実態が分からないんですが、情報公開請求っていうのは窓口に来られる方が大部分なんでしょうか、それとも文書で郵送で公開請求される方も結構いらっしゃるのですか。

○総務課長 数年前からですね、インターネット上で請求ができるようになっておりまして、今は件数としては、電子申請と申しますが、その件数のほうが多いという状況でございます。

○二瓶委員 そうすると、ほぼ100%電子申請になりますか。

○総務課長 窓口にも一定数いらっしゃる方おられますけれども、割合としては、電子申請の方が多いという状況です。

○二瓶委員 なぜ聞いたかと申しますと、窓口にいらっしゃっているんだったら、即日公開はできませんよって口頭でおっしゃれば、今までどおり、あまり文書を作る手間と変わらないかなと思ったけど、電子申請だと、即日出せませんよという、そういう決定をするのが事務として煩雑で時間を要してしまうというわけですかね。

分かりました。ありがとうございます。

○総務課長 今回改正をした後はですね、先ほど会長がおっしゃったとおり、原則2週間、即日公開を原則としつつも2週間以内に公開される場合には、特に事前のご連絡はないというような運用になりますので、請求する段階で請求者の皆様にはしっかり分かるように、原則2週間以内でというようなことのご案内をしっかりと事前にさせていただくということは徹底したいと思っております。

○二瓶委員 情報公開するのは文書で、区から郵送になるんですか。

窓口に取りに来させるわけですか。

○総務課長 郵送する場合と、窓口にいらっしゃって、現物をお渡しする場合と請求者の方の請求の内容といいますか、ご要望に合わせてということになります。

○二瓶委員 そうすると、即日開示がされないと、即日連絡がなければもう自動的にこれは即日ではないんだなっていうのは請求者からすれば分かるということなんですかね。

○総務課長 そうですね。そういうことになりますね。延長決定のご連絡というのは特にいたしませんけれども、即日ご連絡がなければ、翌日以降になるという。

○二瓶委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほど一番最初に質問したとおり、期間と理由を今までは伝えなきゃいけなかったんだけど、その期間というのを大体14日って書いていたというわけですかね。分かりました。はい、ありがとうございます。

○内山会長 この条例が制定されときの諮問が当審議会にあったと思うんですけれども、そのときにも内心には思っていたんですけれども、こんなことを書いて、大変だろうなど。郵送するにしたところで、担当者が1人で発行するわけにいかないですし、決定権者がいて発行して、それで文書を作って、それを郵送するという手続が一々必要なんですけれども、そんなことを言っているのは、多分文京区だけだったんじゃないかなと思うんですけれども、できるんですかって言ったらやりますということだったので。文京区からすれば積極的に情報公開を迅速に行うということの表現を、そもそも条例を制定するときに宣言していたということだったんだと思うんです。

諮問を見ますと、しかし、事務作業からずっと実施してみると、それは大変過ぎるというから、その文書を交付するという部分だけ割愛をして、手続的には今まで以上にこの情報開示事務が簡素化されるということになって、迅速になることには変わりはないというご説明だったと思います。ただ、条例を見ますと、これならば全部即日じゃなくなって、少なくとも2週間に引き延ばしてやろうということが常態化するという懸念だってあるわけで、そこら辺のご発言があったかと思うんですけれども。

いずれにしても、今までこの審議会で多数決を取ったことがないんですね。全員のご同意の上で答申が行われたんですけれども、明確に諮問の趣旨が反対であるというご発言がありましたので、いかがいたしましょう。1人でも反対があれば答申はしないということもできないわけではないんですけど、今までただそういう例があったわけではないわけですし、委員の皆様がご出席なので、あとは、お一方ご反対だという趣旨のご発言がありましたけれども、ほかにこの諮問に反対だというご発言の方がおられれば、ぜひご発言いただきたいと思うんですが、いらっしゃいますでしょうか。

なければ、まずはこの答申をするについて、どのような方向で行うべきかについてご意見を伺いたいと思うんですけれども。多数決といいますかね、賛成の方が多ければ賛成の方の多い部分で答申をする、反対が多ければ反対の趣旨の答申をするということになるかと思います。賛否の数に応じて答申の内容を決めるということにしてよろしいかどうか。まず、今まで前例がなかったので、そのことについてお諮りしたいと思うんですけれども、多数決ということで、お諮りしてよろしいかどうか。反対の方がおられれば、ご発言いただきたいと思います。

○佐々木委員 皆さん賛成なのについて思うんですけれども、ただ私はやっぱり後退することになるし、大事な権利なので延長決定をしてほしいなと思って。阻害要因があるとすれば、そこを何とか解決する手段を実施機関として取ってほしいなと思っています。ここの答申をどういうふうに決めているのか、よく分からないんですけれども、少なくとも、そのことに対して反対の意見がこういう形であったということは触れてほしいなというふうに思います。

○内山会長 それでは、お一方でもご反対の趣旨があったということについては、答申の中でそのような趣旨、案文を表現させていただきたいと存じますが、基本的に答申の内容、趣旨自体については多数の方のご意見を答申の趣旨として答申をさせていただくということにさせていただきたいと存じます。

そうしますと、答申の案文ですけれども、いかがいたしましょうかということです。

○総務課長 私からご説明を一旦させていただきます。

今、答申文の案をお配りさせていただきました。

結論といたしましては、手続を要しないものとするのは妥当なものと認めるということで、理由といたしまして先ほど私が冒頭ご説明をした内容について記載をさせていただいております。ですが、この間、複数の委員の方から即日公開が後退しないようにというご懸念の声はいただいているところですので、決して制度後退にならないように、その辺りの付言をつけていただくような形でまとめるのがよろしいのではないかとというのは、今の事務局としての考えでございます。反対意見があったということも含めて添えていただければと思います。

○内山会長 そうしますと、この答申の理由書きの部分は、諮問の趣旨をそのままなぞったような部分がありますけれども、そのようなこと自体で相当であるということでございますが、しかしただ今、事務局からご説明いただきましたように、今回の会議の中でご発言いただいた趣旨等を踏まえ、追って何か、なお書きか、これに付言するような形で、そのような趣旨を書き加えるということにさせていただきたいと存じますが、文章化するのは、今直ちにここというのは無理でございますので、これからはお諮りをさせていただきますけれども、会をもう一度開くということもあり得るわけですが、会長の私に一任をさせていただいて、この理由書きの後に付言をする文書を付け加えて、それをもって答申をするということとさせていただきたいと存じますが、そのようなことでよろしゅうございますか。

よろしいかどうかについてお諮りをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○佐々木委員 いいと思うんですけれども。

会長に一任でお願いしたいと思うんですけれども、ここに出た意見というのは、やっぱりこのことがいわゆる情報公開の後退につながらないようにということで、ずっとそういうお話があったと思うんですね。だからそういう即日公開が後退しないようにということで、これだとすごくよくなるみたいに見えるので、何かそういうことの疑念があったけれども、それについてはそういうことがないように運用していきたいみたいな形で触れていただけたらと思いますし、妥当と認める者が多数であったが、反対意見もあったということで結論は書いていただけたらと思います。お願いします。

○内山会長 答申案文のまとめ方、いろいろな方式があるんですけれども案文を一度皆様にお送りして、反対意見等があればどうしましょうかということなんですけれども、その部分を含めて集約して、会長がどのようにするかを決定させていただいてという形で、その後は会長一任ということにさせていただくか。または、今ご発言があったことも含めて、会長に一任をさせていただいて決定するのか。または、再度会を開いて、その文書について、賛否を問うというこ

とも含めて、やりようは幾らでもあるわけですが、いかがいたしましょうかということですが。

○堀委員 堀と申します。

今までの話で、大体会長、意見は集約化されているかと思しますので、私は会長のご確認ということを一任して、皆さんお忙しい方も多いと思うので、それでよろしいかなというふうにこの審議会では思っております。

○内山会長 情報公開条例ということで、どれが大切ということはないんですが、しかし非常に地方自治にとっては重要な課題、条例でございますので、慎重にご審議をいただきたいと思うんですけども。

それでは、いろいろ申し上げましたが、私からの提案ですが、今までの各委員のご発言の趣旨を踏まえて、私に一任をしていただいて、答申案文とさせていただく。その決定文書が各委員のお手元に届くような手続を取らせていただく。そのようなことで答申をさせていただきたいと思いますが、よろしいかどうかについてお諮りをさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○内山会長 はい、ありがとうございます。それではそのように決させていただきます。

もともと文京区自体が、最初の改正前の条例を提案するときから情報公開条例に非常に積極的な自治体であるということは表明されているわけで、今後の運用についても、今、事務局からご説明いただいたように、決して後退することがないということと信じてございますが、しかしその実施については説明がありましたように、1年ごとの実施報告、条項の中で、そのようなことが明確に分かるようなこととして報告がいただけるということになりますので、そのことについては当審議会でも報告を踏まえて確認をしていただくということになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事については、諮問についてのご審議をいただきました。

4 その他

○内山会長 続きまして、次第によりますとその他ということですが、これから先は事務局のほうにお返しします。

○総務課長 皆様、熱心なご審議ありがとうございました。今後の審議会の予定でございます

けれども、次回は10月頃に予定をしております。内容といたしましては、特定個人情報保護評価の再実施についてということで予定をしております。また詳細日時につきましては、改めて事務局のほうから日程調整のご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

5 閉会

○内山会長 それでは、これをもって本審議会は終了させていただきます。ご出席、何よりご熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございました。